

第1章

總論

1 策定の趣旨

水道事業を管轄する厚生労働省では、平成25(2013)年に「新水道ビジョン」、下水道事業を管轄する国土交通省では、平成26(2014)年に「新下水道ビジョン」を策定し、事業の将来像ならびにその実現の取組方針を示すとともに、平成28(2016)年には総務省が経営戦略の策定を通じて、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを求めています。

水道・下水道事業は、市民生活や経済活動支える重要なライフラインであり、社会情勢の変化による水需要への対応、老朽施設の更新、自然災害への対策などの課題を克服し、将来にわたり安心・安全で快適な生活環境を提供する必要があります。

本市では、平成30(2018)年4月1日より、下水道事業へ地方公営企業法の全部を適用すると同時に、これまで別組織として水道事業を運営していた「水道局」との組織統合により、「宜野湾市上下水道局」として新たな組織機構のもと、水道・下水道の両事業の経営の効率化、健全性を図るとともに、安定的な経営を推進しています。

こうした中、西普天間住宅地区の跡地整備や、区画整理事業に伴う水需要の増加による収益が見込める一方で、管路や施設の老朽化が進むことや、大雨や地震災害等への備えなど、事業を取り巻く諸課題に対応し、公営企業として将来にわたり安定したサービスの提供を行っていくために、中長期的な経営戦略の策定が必要不可欠となりました。

市民生活を支える重要なライフラインである上下水道事業の運営を持続可能にするための基本計画として、平成31(2019)年から10年計画となる「宜野湾市上下水道事業経営戦略」を策定しました。



写 1.1.1 宜野湾市上下水道局 入口

2 基本理念

2.1 水道事業の基本理念

【水道事業の基本理念】

– 市民を支える安心・安全な命の水を未来へ –

近年、水道事業を取り巻く状況が著しく変化し、水道事業の抱える新たな課題に的確に対応するとともに、多大な投資を必要とする施設の改良・更新や、合理的な経営について、計画的に対応することが望まれています。さらに、本市マスター・プランや総合計画においては国際化、持続可能な都市がうたわれていることからも、将来にわたり安定して水を供給することが望まれています。

旧水道ビジョン(平成23(2011)年)においては、今後、本市が施設更新・災害対策の強化が必要となるにあたり、運営基盤の強化に努め、料金水準を保ちながらお客さまから信頼される水道を目指すために、「**市民を支える安全・安心な命の水を未来へ**」を基本理念に掲げてきました。

基本理念は、将来においても宜野湾市上下水道局が目標とする基本理念として引き継ぎ、「水道事業経営戦略」においても、この基本理念をもとに安定した水道事業を運営してまいります。

2.2 下水道事業の基本理念

【下水道事業の基本理念】

– 健全な経営と持続可能な安定処理 –

本市の下水道事業は、昭和45(1970)年度の琉球政府時代に汚水排除事業として着手し、本土復帰の昭和47(1972)年度からは、下水道法により流域関連公共下水道として、生活環境の改善、浸水防除、公共用水域の水質保全を目的に、汚水・雨水の事業を積極的に推進しているところですが、下水道ストック量は膨大となり、早期に整備された施設の老朽化が進行していく中、今後は維持管理や改築といったメンテナンスの需要の高まりに適切に対応していかなければなりません。

こうした情勢の中、「新下水道ビジョン」(国土交通省)で掲げる新たな下水道の使命である「持続的発展が可能な社会の構築」、「循環型社会の構築」、「強靭な社会の構築」、「新たな価値の創造」、「国際社会に貢献」を踏まえ、本市では「汚水及び雨水排除」と「経営状況の健全化」を目的とした**「健全な経営と持続可能な安定処理」**を下水道事業の基本理念に掲げ、安定した下水道事業を運営してまいります。

3 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、総務省自治財政局から発出された『経営戦略の策定推進』(平成28(2016)年)に基づき、各公営企業に対して2020年度までに策定を要請されていることから、「新水道ビジョン」、「新下水道ビジョン」を踏まえた、中長期の経営基本計画として位置づけました。

本市では、今後、関係部局や地域との連携を図りながら、本経営戦略における個々の取組を推進してまいります。

4 計画期間

本経営戦略は、本市の水道事業・下水道事業が将来にわたって安定的に継続していくための中長期的な経営の基本計画で、施設・設備投資の見通しである「投資試算」と財源の見通しである「財源試算」を均衡させた「投資・財政計画」です。

計画期間は、2019年度から2028年度までの10年間とし、策定から3~5年の間に経営状況を踏まえながら計画の見直し(ローリング)を実施します。

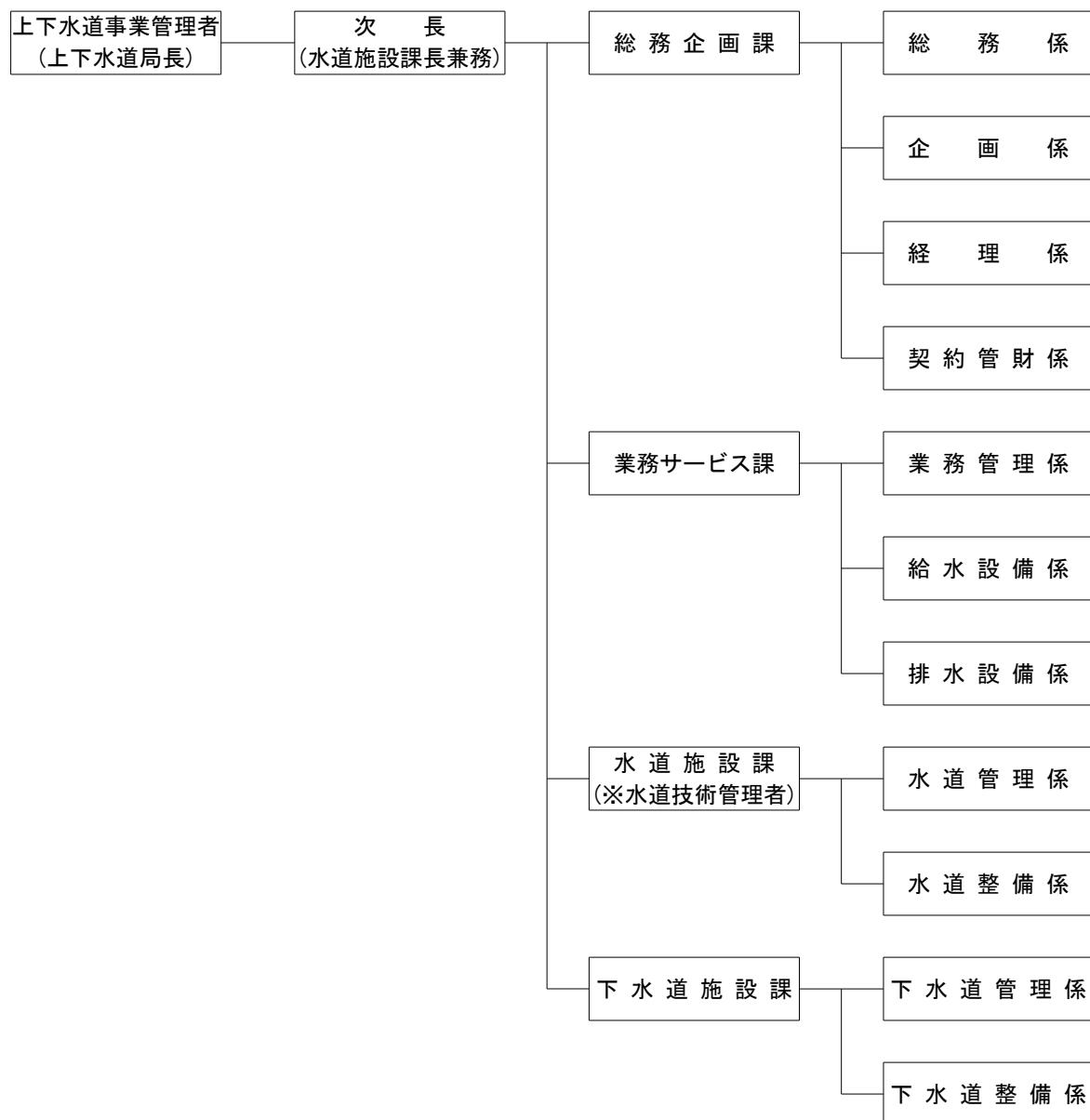


図 1.4.1 経営戦略の計画期間

5 組織体制

平成30(2018)年4月1日に、水道局と建設部下水道課が組織統合され、「上下水道局」となりました。

上下水道局は、総務企画課、業務サービス課、水道施設課、下水道施設課の4課で構成されており、総務企画課と業務サービス課においては、水道事業と下水道事業の業務を兼務しています。



※水道法第19条において、水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道法施行令第6条及び水道法施行規則第14条で定める資格要件をみたした「水道技術管理者」一人を配置しなければならない。

図 1.5.1 宜野湾市上下水道局組織機構図

